
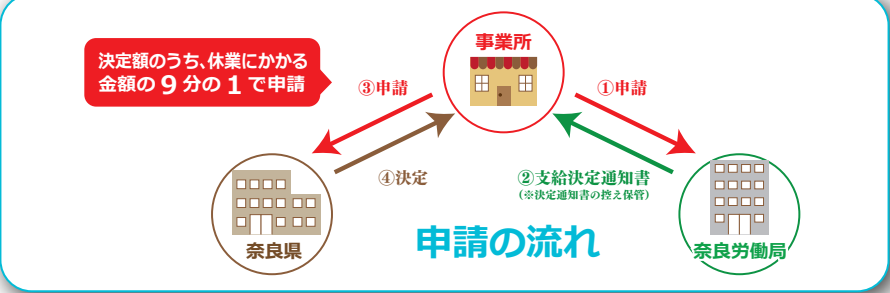


奈良県雇用維持支援補助金 (雇用調整助成金の上乗せ支給)

国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」の助成率が10分の9となる中小・小規模事業者のみなさまへ奈良県が上乗せ支給を行い、雇用維持を支援します。

支給対象	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当（教育訓練・出向によるものは対象外）について、奈良労働局長から「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定（判定基礎期間の初日が令和4年1月1日から令和4年9月30日までのもの※期間の延長はありません）を受けた中小企業事業者及び小規模事業所事業者（国助成率10/10または4/5で支給決定を受けたものは対象外）
助成率	奈良労働局長から「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた額（助成率10分の9かつ休業手当分）の9分の1が補助金額となります。 
申請方法	郵送により申請（持参不可）
申請から支給までの流れ	 <p>決定額のうち、休業にかかる金額の9分の1で申請</p>
申請期間	令和4年5月27日（金）～ 令和5年1月31日（火）締切（当日消印有効）
申請書類	<ol style="list-style-type: none">「奈良県雇用維持支援補助金交付申請書兼実績報告書」「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定通知書（奈良労働局長名）の写し口座振替申出書兼相手方登録依頼書奈良県雇用維持支援補助金請求書振込を希望する口座の預金通帳の写し <p>申請書の様式、詳細については、下記HPをご確認ください。▼</p>

お問い合わせ・送付先 : 奈良県雇用維持支援補助金事務局
〒630-8236 奈良市下三条町10-1 末廣ビル4階(日本旅行奈良支店内)

TEL.050-8881-9850 (平日10時~18時)

<https://koyou-nara.com/>

